

# 2022年度 シェルター事業報告書



NPO  
おかやまUFE  
UTENTI FAMILIARI ESPERTI

特定非営利活動法人  
おかやまUFE

Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION



# <目次>

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 1. はじめに                       | 3 p   |
| 2. 助成事業の背景と課題                 | 4 p   |
| 3. 事業目的                       | 5 p   |
| 4. 事業内容                       | 6 p   |
| 5. 事業目標と実績                    | 7 p   |
| 6. 事業実施から得られた成果               | 8 p   |
| 7. 活動を通じて明らかになった<br>新たな課題と対応案 | 9 p   |
| 8. シェルター利用者データ                | 1 0 p |
| 9. 事例紹介                       | 1 1 p |
| 1 0. シェルター利用者の声               | 1 7 p |
| 1 1. シェルター利用中の支援              | 1 8 p |
| 1 2. 支援協力体制                   | 1 9 p |
| 1 3. シェルターの様子                 | 2 0 p |
| 1 4. リーフレット                   | 2 1 p |

# 1. はじめに

当法人で運営している「シェルター」とは、障がい者、高齢者、DV等被害者、刑余者、退去を求められた者、クライシスになった障がい者等の家族等を対象とした緊急避難用の住居です。

具体的な場所については非公開ですが、アパート等の一室を借り上げる形で運営しています。常時8~10部屋程度を確保して運営しています。

シェルターは大きく分けて公的機関が運営する「公的シェルター」と、民間のNPO法人や社会福祉法人等が運営する「民間シェルター」があります。当法人のシェルターは民間シェルターに分類され、シェルター利用中の就労や携帯電話の使用、お財布（お金）の所持、外出などの制限については柔軟に対応しています。

シェルター利用者は、何らかの事情によって一時的に地域で暮らすことができなくなった人たちです。シェルターを利用している間に、利用者の自立に向けた支援体制の構築を行い、シェルターから転居した後においても、地域で定着して生活できることを目指しています。

2022年度は、公益財団法人日本財団の助成を受けてシェルター運営をすることができました。初の取組みとして、アパート等の敷金等の初期費用が生活保護から支出されない者に対して、転居費用の支出を試みました。



## 2. 助成事業の背景と課題

### 1. 取組みたい課題

当法人では、老若男女問わず、住まいに困っている方を対象にシェルター事業をおこなっていて、年間約50名を受け入れていますが、コロナ禍やその他の事情によって、シェルターニーズが高まっていることを感じています。シェルターニーズが高まっているところに、原則1か月としているシェルター利用が長期に及ぶ事例が増えていて（※半年以上の利用者が2021年8月31日現在で3名）、柔軟な新規利用者の受け入れが難しくなりつつあった。

### 2. 原因と解決策

派遣切りによる寮の強制退去、裁判所による不動産執行等による建物明渡、コロナ引きこもりによるけんか等を端緒としたDV等やその他の事情によるシェルターニーズが高まっていました。当法人では、シェルターを確保し・利用→生活保護申請→生活保護決定までに支援体制を構築する→転居のシステムを構築して実践しています。原則はこのシステムを活用していますが、中には年金が生活保護の基準よりわずかに多く生活保護受給ができない人もいます。また、生活保護の申請を行うことで親族等に扶養照会が行くこと等を懸念し、生活保護申請をためらう人もいます。このため、敷金等の転居の初期費用がなく、住まいの確保が難しいケースがありました。生活保護へ繋がらない人への支援については、利用者自身で働くなどして収入を得て、お金を貯めて敷金等の工面をしないといけません。コロナ禍で職も少なく、就職活動から敷金等を貯めるまでには半年以上かかることが予測され、原則1か月としているシェルター利用期間を大幅に延長せざるを得なくなっていました。このことによって、シェルターに空きがでなくなり、新規の受け入れができなくなるとう弊害ができていました。この弊害をなくすために、敷金等の初期費用の捻出ができないケースについて、当法人の審査の上、当法人が支出する事業を行い、円滑なシェルターの回転につなげたいと考えました。

# 3. 事業目的

## 1. 中・長期的な事業目的

アパート等への転居の敷金等の費用の支出が難しい者につき、本助成金を活用して当法人から転居費用を支出することで、長期のシェルター利用を回避し、柔軟に新規のシェルター利用者の受入れができるようにしたい。住まいに何らかの困難があり、一時的にシェルターを利用したとしても、その後、地域で自立して暮らして行ってほしいと考えています。これは、その者の幸福追求になり、また、地域の安定に質することになると考えています。

本事業の実施によって、コロナ時代における住まいを失った方の生活再建の手助けとし、社会福祉の実現と日本経済の活性化に貢献したい。本事業をモデル事業として行い、他団体への波及効果を期待します。



# 4. 事業内容

## 1. シェルター運営

岡山県内に一時避難用住居の確保を行い、随時、老若男女問わず、住まいに困っている方等のシェルターを必要とする者の受け入れを行いました。

## 2. 支援体制構築

シェルターの住居を拠点に、シェルター利用中に、岡山市社会福祉協議会や病院等と連携して、その利用者に合わせた支援体制の構築を行いました。

## 3. 転居支援

生活保護制度を活用できる者については、同制度を活用し、転居先アパート等への転居支援を行いました。

生活保護制度を活用できず、かつ、収入や資産等が十分でない者については、当法人の審査の上、当法人が敷金等の支出を行い、転居支援を行いました。

## 4. 見守り支援

シェルターからアパート等へ転居した者について、見守り支援を行いました。

# 5. 事業目標と実績

## 1. シェルター運営

<目標> シェルターを岡山県内に8室確保する。年間利用者数80名を目指す。長くても2か月以内の利用としたい。

<実績> シェルターを岡山県内に最大で11室確保することができた。一方で、年間利用件数は26件30名にとどまった。自己破産や後見制度利用のため、長期を完全に防ぐことができなかったが、助成金を活用した敷金等の転居費用の支出によって、シェルターの回転には一定の効果が見られた。

## 2. 支援体制構築

<目標> シェルター利用者のうち、入院や自宅等へ戻る者を除き、その者に合わせた支援体制の構築を行い、地域で安心して暮らせる体制を整える。

<実績> 社会福祉法人岡山市社会福祉協議会や弁護士法人岡山パブリック法律事務所などと連携し、金銭管理が必要な者については金銭管理者をつけるなど、シェルター利用者が転居後も地域で生活できるよう下地づくりを行った。

## 3. 転居支援

<目標> シェルター利用者のうち、入院や自宅等へ戻る者を除き、転居先アパート等への転居支援を行う。当法人の審査の上、当法人が敷金等の支出を行う者を8名を目指す。

<実績> 協力不動産業者と連携して転居支援を行い、17名がアパート等へ転居することができた。8名を目指していた敷金等の支出は4名にとどまった。

## 4. 見守り

<目標> アパート等へ転居した者のうち、2022年度末での地域定着率92%を目指す。敷金等の支出を行った者については、地域定着率100%を目指す。転居先への訪問等によって確認する。

<実績> 敷金等の支出を行った4名を含め、アパート等へ転居した者の全員が2022年度末において地域で生活していることを確認した。



## 6. 事業実施から得られた成果

本事業実施によって、シェルター利用から17名の者がアパート等へ転居し、敷金等の支出を行った4名を含めた100%の者が2023年3月31日現在、地域で暮らしています。

継続した見守り支援を行うことで、2024年3月頃に地域で暮らしている元シェルター利用者が100%に近い割合になっていることを目指します。



# 7. 活動を通じて明らかになった 新たな課題と対応案

シェルター利用者の中には、例えばDV被害を訴えるものの“加害者と別れる気がない”者が含まれており、そのような者は“加害者が変わってくれることを願っている”ことが多く、加害者のいる自宅へ戻るケースがありました。

このような場合、生活保護申請をしても、福祉事務所が生活保護の支給決定をしないことがあり、シェルター利用料の未収が発生するリスクとなります。このリスクを回避するためには、シェルター利用者に対する事前面談時に「加害者と別れて新しい生活を始める気はあるか」と質問することにしてはいますが、その時点で「ない」「分からない」にも関わらず「ある」と回答されるとシェルター利用を断る理由が見当たらなくなります。

シェルター利用の審査基準を厳しくするとシェルターの稼働率が低下する一方で緩くしすぎると未収のリスク等が高まります。

岡山市社会福祉協議会や弁護士など支援者が同行してシェルター利用の申込に来所されたケースでは、加害者のいる自宅に戻るケースはありませんでした。本人のみからのシェルター利用の相談があった場合は、支援機関を通じて申込をするように促し、必要に応じて他の支援につなぐ必要があると考えています。

# 8. シェルター利用者データ

## 1. シェルター利用相談時の支援者（依頼者）の有無と転居後のデータ

| 依頼主      | 件数(a)       | 生保申請(b)    | 転居後の住まい   |          |            |          |           |          |          |
|----------|-------------|------------|-----------|----------|------------|----------|-----------|----------|----------|
|          |             |            | (b)/(a)   | 自宅       | 親類・知人宅     | 民賃       | 公営        | 病院・施設    | 不明       |
| 本人       | 12 (46.2%)  | 4 (33.3%)  | 3 (25.0%) | 0 (0.0%) | 6 (50.0%)  | 0 (0.0%) | 0 (0.0%)  | 0 (0.0%) | 1 (8.3%) |
| 行政・社協    | 6 (23.1%)   | 3 (50.0%)  | 1 (16.7%) | 0 (0.0%) | 4 (66.7%)  | 0 (0.0%) | 1 (16.7%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| 弁護士・司法書士 | 3 (11.5%)   | 3 (100.0%) | 0 (0.0%)  | 0 (0.0%) | 2 (66.7%)  | 0 (0.0%) | 0 (0.0%)  | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| 社福・NPO   | 2 (7.7%)    | 2 (100.0%) | 0 (0.0%)  | 0 (0.0%) | 1 (50.0%)  | 0 (0.0%) | 1 (50.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| 病院・施設    | 1 (3.8%)    | 1 (100.0%) | 0 (0.0%)  | 0 (0.0%) | 0 (0.0%)   | 0 (0.0%) | 0 (0.0%)  | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| その他      | 2 (7.7%)    | 1 (50.0%)  | 1 (50.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%)   | 0 (0.0%) | 0 (0.0%)  | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| 合計       | 26 (100.0%) | 14 (53.8%) | 5 (19.2%) | 0 (0.0%) | 13 (50.0%) | 0 (0.0%) | 2 (7.7%)  | 1 (3.8%) |          |

26件（30名）の利用のうち、最多は本人からの利用相談（12件）でした。行政・社協（6件）、弁護士・司法書士（3件）と続きます。

本人からの利用相談が多いのは、インターネット検索で、「シェルター 岡山」で検索すると、当法人のシェルター利用案内ページがトップに来るためではないかと考えています。

自宅へ戻ってしまうケースは、本人からの利用相談で25パーセントと他に比べて割合が高くなっています。

## 2. 利用者の年齢層及び性別

（10代は10歳未満の子供含む）

| 年代 | 10代        | 20代       | 30代       | 40代       | 50代        | 60代       | 70代       | 80代        | 合計 |
|----|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|----|
| 男性 | 4 (100.0%) | 2 (22.2%) | 1 (33.3%) | 1 (25.0%) | 0 (0.0%)   | 1 (50.0%) | 1 (50.0%) | 1 (100.0%) | 11 |
| 女性 | 0 (0.0%)   | 7 (77.8%) | 2 (66.7%) | 3 (75.0%) | 5 (100.0%) | 1 (50.0%) | 1 (50.0%) | 0 (0.0%)   | 19 |
| 合計 | 4 13.3%    | 9 30.0%   | 3 10.0%   | 4 13.3%   | 5 16.7%    | 2 6.7%    | 2 6.7%    | 1 3.3%     | 30 |

例年、当法人のシェルター利用者は、女性が男性より若干多い割合となっていますが、今年度は男女比は11:19となり、例年より女性の利用割合が多くなりました。

年齢層別では、これまで、30代までの若年層利用者が増えている傾向がありました。2022年度は20代の利用者が一番多く、0～30歳代までの若い世代の利用者は16名と半数を超え、若い世代にシェルターニーズがある傾向が続いています。

# 9. 事例紹介

## 1. 敷金等を支給した50代女性のケース

地域包括支援センターからの紹介事例。敷金等初期費用支給。

相談者は契約社員としてデパートに勤務していた。岡山市内にある持家にて82歳の母親と50代の弟と同居していた。

6年ほど前から弟による家庭内暴力が始まり、相談者への暴力事件にて逮捕・起訴された。判決後に弟が自宅に戻ってくることが予想されたため、シェルター利用となった。相談者は勤務先へ相談し、内勤やグループ会社への異動をお願いしていた。

相談者には生活保護受給基準を少し超える収入があったため、生活保護を受給することができず、敷金等の初期費用の準備が難しく、シェルター利用が1年を超えていた。

退職して収入をなくし、生活保護受給すれば敷金等の転居費用が生活保護から支給される可能性があったが、そのために仕事を辞めるというのは、社会的に好ましいと言えず、何より本人の希望に沿っていなかった。

このため、シェルター利用が長期化し、シェルターの稼働の硬直化を招いていたが、本助成金を活用し、転居費用の支出を行うことでアパートへ転居することができた。

## 2. 後見手続等を支援した30代女性のケース

弁護士から紹介された事例。

相談者は交通関係の会社で働いていたが、労働時間の減少から収入が減り家賃の支払いが滞るようになっていた。住んでいたアパートが裁判所による強制執行にて明渡となるため、弁護士会館へ相談したところ、弁護士から当法人を紹介された。

シェルター利用後、就労を継続しているものの、収入が生活保護基準以内であったため、生活保護を受給し、敷金等の転居費用を福祉事務所が支給することになっていた。

しかし、アパート等への転居の際の契約に必要な緊急連絡人がおらず、また、判断能力等の低さが見られたことから、保佐人・補助人などの手助けが必要であると考えられ、その手続きのため、シェルター利用が1年以上と長期化していた。

岡山パブリック法律事務所が保佐人となり、一般財団法人高齢者住宅財団が保証人となることで、岡山市内のアパートに転居することができた。

### 3. 離婚意思が希薄な40代女性のケース

インターネット検索して本人のみで来所。

長年夫からの暴力に悩まされていたが、相談者が四男を褒めたことが気に入られず、夫から暴力を振るわれた。この件で、長男から家を出るように諭され、決意し家を出て隣の親族宅に避難していたが、不便なため、当法人のシェルターを利用したいとして相談があった。

シェルター利用を開始し生活保護を申請。福祉事務所より「離婚に向けた行動が必要」とされたため、当法人スタッフが弁護士事務所へ同行した。しかし、離婚する意思が薄いためか、決心がつかず、離婚に向けての話が進まない。

離婚する意思がないのであれば、シェルター利用継続は難しいとしたところ、「知人宅へ行く」としてシェルターを退去したが、その知人宅の住所などが言えなかったため、自宅に戻っている可能性が高い。

新生活を希望しない・希望できない者へは、シェルターではない別の支援へつなぐ必要があると考えさせられたケースだった。

### 4. 精神科医師である40代男性のケース

国選弁護人から紹介された事例。

相談者は精神科の医師。病院に勤務していた時に、同僚に脅迫するメッセージを送り、検挙・起訴された。

本人の「うつ」治療のために受診している期間に事件を起こしていた。シェルター利用中にも短期間の入院を数回繰り返した。シェルター利用開始後、失業給付を受け、その後は生活保護を受給しながら生活していた。本人は社会復帰を強く希望し、解体業などの現場作業の会社に就職したが持続せず、シェルター利用が中・長期化していた。

1年ほどシェルター利用が経過したころ、本人の出身大学の同期生から「医師として働きに来ないか」と誘われ、医師として働くために県外に転居した。

当法人としては、持続する社会復帰を願っている。

## 5. 数日間避難した30代女性のケース

インターネット検索して本人から相談。

勤務先の会社の社員寮に住んでいる。境界性人格障害の男性からストーカー被害に遭っており、相談者の心療内科医師の助言に従って、行方をくらすために何度も引越し、転職を繰り返してきたが、なぜか毎回加害者がついてきてしまう。

幼少期から虐待を受けていた為、現在は身内と絶縁状態にあり、信頼できる身寄りがない。

警察へ相談したところ、安全のために他者と一緒に住んだ方がよいとの助言を受けているが、同居を頼める友人もパートナーもいない。今もなお絶縁した身内から一方的に荷物を送りつけてきたり、職場まで勝手に覗きに來たりしている。大型連休中に身内が自宅に乗り込んでくる恐怖も感じているため、大型連休中だけで良いのでシェルターを利用したい。との相談だった。

数日間のシェルター利用中、深夜に心の調子が悪くなり、当法人理事が精神科へ診察に連れていった。数日間のシェルター利用後、連休が終わったことから、とりあえず会社の寮に戻った。

アパート等への転居希望のケースではなく、精神疾患がある者による「数日間シェルターを利用したい」というものであった。3の事例と同じく「自宅へ戻った」ケースであるが、その性質は3の事例とは大きく異なると考えている。

## 6. 利用後も支援継続の20代男性のケース

福祉事務所から紹介された事例。

相談者は、精神障がいがある20代男性。勤務先の同僚へ暴言を吐いてしまい退職に追い込まれた。会社の寮に住んでいたため、部屋を明け渡す必要があったため、福祉事務所へ生活保護の相談に行き、当法人を紹介された。

面談時から表情がとても硬く、不穏さを感じ取られた。シェルター利用開始後、ほどなく、診療を受けている精神科病院に短期間入院することを勧め、当法人が緊急連絡人となり入院した。

生活保護を受け、退院後、シェルターの部屋を自己契約に切り替え、シェルター利用は終了した。

本人は、自身に精神障がいがあり他者との関りが難しいことを自認している。一方で、医療や福祉の支援を受けることに抵抗が見られず、支援者の支援は素直に受け入れている。

シェルター利用終了後も、今後の生活や仕事のことで当法人が相談に乗っていた。相談に乗るうちに心を開いてきたのか、自身に多額の借金があり、支払いに困っているなどの話があり、弁護士に相談。相談者のご両親にも相談し、自己破産することとなった。また、本人とご両親には、本人に保佐人等の支援者を付けることにも理解をいただいた。

社会復帰のため、就労移行支援事業所に通いながら再就職を目指している。



## 7. 虐待を訴える50代姉妹のケース

本人からのSOSによる相談。

施設の担当ケアマネからの虐待を訴えて、当法人が支援することになった50代姉妹を2DKのシェルターで受け入れた。

シェルターからの転居先アパートを借りる際の契約時に必要な緊急連絡人がおらず、保佐人等の支援者を付けるために精神科に診察に行った。お金を管理する力や判断能力、生活能力が低かったため、「保佐相当」と思われたが「後見相当」の診断書が出ている。

後見人を付けることに対する妹の拒否感が強く、なかなか話が前に進まなかったが、「後見人を付けなければアパートを借りることができない。いつまでもシェルター利用はできない。」と伝えたところ、後見人を付けることに同意した。

今後、後見人が就任し、アパート等転居先を探して転居する予定。

# 10. 利用者の声

シェルターからアパート等へ転居した方のアンケートより。

「色々お世話になりました。今生活保護を受けさせてもらってますので年齢のことも有ゆっくり仕事さがさせてもらってます」

「毎日元気です。お折りますよ お世話になりました」

「今年から介護の仕事をはじめたのですが、経験したことのない激務でひへいしてしまい、退職を上司に伝えました。それと平行して、登録会社、タウンワークで見てといあわせをしました。ほんとにつかれますが、がんばります」

# 1 1. シェルター利用中の支援

当法人におけるシェルター利用中の支援の代表的なものは以下の通りです。

## 緊急食材、緊急衣服の提供

着の身着のまま避難された方の中には、所持金がほぼゼロという方が少なくありません。生活保護を申請すれば、生活保護が決定するまでの間までのつなぎ資金として、福祉事務所から生活保護費の前借りのような形で1人1万円まで貸与してもらえます（※岡山市の場合）。しかし、通常、生活保護の決定までは申請から2～3週間程度かかることが多く、衣食が足りません。このようなケースに対応するため、当事業では、必要最小限の緊急食材や緊急衣服の提供を行っています。

## 生活保護申請の支援

シェルター利用開始日に生活保護申請の支援を行っており、具体的には生活保護申請に同行し、スムーズに生活保護申請できるように支援しています。

## 食材支援

廃棄予定の食品等をフードドライブ活動にて集め、シェルター利用者に提供しています。

## 居場所の提供

当法人が運営している「よるカフェうてんて」（毎日曜日の18～21時運営）を居場所として開放しています。

## 転居先確保のための支援

当法人の「住まいと暮らしのサポートセンターおかやま」事業にて、転居先確保のための支援を行います。具体的には、本人の希望に基づいて、宅建業者や不動産物件の情報提供を行います。

## 各種相談

就労相談、生活相談などの各種相談に乗ります。

# 12. 支援協力体制

主な連携先は次の通りです。

## ○行政機関

- ・各福祉事務所（生活保護、就労支援）
- ・岡山市子ども総合相談所（児童相談）
- ・保護観察所（刑余者支援）

## ○民間団体

- ・岡山市社会福祉協議会（生活支援、就労支援）
- ・医療機関（医療の提供）
- ・不動産関連団体（転居先の斡旋）
- ・弁護士事務所（金銭管理、代理人）
- ・被害者支援団体

# 13. シェルターの様子

シェルターは、アパート等の1室を借り上げる形で運営しています。室内にはテレビ、ベッド・布団、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジなどの家具什器を揃えています。



# 14. リーフレット

当事業で公表したリーフレットです。

## シェルター利用料金について

シェルター利用料金は、部屋のサイズや利用人数等によって異なりますが、基本的に1日1,200～2,000円の賃料と1日600円程度の水道光熱費等（共益費）が必要です。1日単位で計算しますので、2泊3日の場合は3日分の利用料金がかかります。また、シェルター退去時の清掃代として10,000円のご負担をお願いしております。

お部屋によっては、附属の駐車場を利用できる場合がありますが、駐車料金を別途申し受けます。

生活保護の方は、賃料については生活保護の住宅扶助が月額37,000円（岡山市、1人世帯の場合）月額44,000円（岡山市、2人世帯の場合）まで支給されます。\*ただし、年金等の他の収入状況によっては満額支給されない場合もあります。

当法人では、生活保護受給がシェルター利用の絶対条件ではありませんが、生活保護が決定すると、特に問題がなければ、敷金等の転居費用や布団代・家具什器代等を必要に応じて福祉事務所が負担してくれますので、一時的にでも生活保護を受給したほうが助かると思います。

また、生活保護を申請・受給されない場合はシェルター利用料金のお支払い根拠（収入のめど）等が必要になります。

生活保護制度を利用しない方等で、敷金等の転居費用の支出が難しい方については、当法人による厳格な審査の上、敷金等転居費用の支払いを当法人が行うことがあります。

## お問い合わせ

特定非営利活動法人おかやまUFE

岡山市北区東古松2-2-9うてんて102号室  
（当法人運営の「住まいと暮らしのサポートセンターおかやま」事務局所在地となります。）

TEL 086-231-0841（平日10時～15時）

0800-200-7900（岡山県内無料）

FAX 086-231-0842（24時間）

MAIL [sumasapo@utenti.click](mailto:sumasapo@utenti.click)（24時間）

URL <https://utenti.click/>



LINE



※LINEアカウントははじめました。  
お気軽にお問い合わせください。



## NPOおかやまUFE シェルター利用のご案内

NPOおかやまUFEでは、**緊急的・一時的な住まいとしての民間シェルター**の提供を行っています。

当法人の運営するシェルターは、

- ・クライシス状態になった障がい者ご家族
- ・身体的・精神的・金銭的虐待、DV等に遭っている方（※未成年者、男性やご夫婦・ご家族等での受け入れも行っていきます。）
- ・妊産婦の方で、女性相談所等運営のシェルターへ入所できなかった方
- ・派遣切りや派遣、派遣の寮からの退去を求められている方
- ・刑余者で更生保護施設や自立準備ホーム等への入所できなかった方
- ・強制執行に伴い、住まいを失うこととなる方
- ・一時生活支援事業の施設への入所を満室や障がい等の理由で断られた方

等を主な対象者としていますが、それだけではなく、各支援制度の狭間において、支援を受けることが難しい状況にある方を柔軟に受け入れています。

※原則として社会福祉協議会等の支援機関のご担当者様からご連絡をお願いします。

※一時生活支援事業の対象となる方については、一時生活支援事業（ホームレス支援）の団体から受け入れを断られた等の理由が必要となります。

Supported by THE NIPPON RENAISSANCE FOUNDATION

## NPOおかやまUFE シェルター利用から自立までの流れ

当法人のシェルターを活用し、シェルター利用中に支援体制の構築を行います。最終的には地域で自立して、その人らしい暮らしができるように、お手伝いをします。

ご本人を支援している相談機関や支援機関があるか

ある

最新期の社会福祉協議会、福祉事務所、女性相談所、児童相談所、相談支援事業所、弁護士法人等の相談機関へご相談ください。

相談機関のご担当者様から当法人までご連絡をお願いします。

支援機関のご担当者様から当法人までご連絡をお願いします。

シェルター利用前の面談を行います。ご予約の上、相談機関・支援機関の担当者と一緒に当法人事務局（岡山市北区東古松2-2-9うてんて102号室）までお越しください（※駐車場あり）。

面談では、シェルターの説明等やご本人についての聞き取りを行います。

面談内容を踏まえて、他の支援制度・施設等が利用できるか検討します。

利用できない（右上段へ）

利用できる

シェルター利用について、ご本人及び当法人双方の合意があるか

ない

シェルター利用とはなりません

ある

シェルターの利用契約書2通に署名（記名）押印を行います。このシェルター利用契約書は生活保護申請に必要な書類となります。

財産・収入・所持金によっては生活保護申請できない場合もありますが、原則としてシェルター利用当日に生活保護申請を行います。

生活保護申請した場合、その申請から決定まで基本的には2週間程度以上かかります。その間に、ご本人に必要な支援（医療・福祉・就労等）の構築を行います。

生活保護が決定すると本格的に転居先を探すことになります。原則、ご本人や支援機関で探していただくこととなりますが、難しければ当法人で転居先探しの支援を行います。転居費用は、特に問題がなければ福祉事務所が負担します。

生活保護制度を利用しない方等で、敷金等の転居費用の支出が難しい方については、当法人による厳格な審査の上、敷金等転居費用の支払いを当法人が行うことがあります。

転居先の決定後、支援者等との調整の上、転居先へ引っ越します。引っ越しの際にはシェルターの退去立会を行います。

支援者の支援を必要に応じて受けながら、地域での生活を再開します。また、定期的に当法人のアフターフォローを実施します。

## よくある質問

Q.シェルターを利用したいけど、直接連絡しづらいの？  
A.原則として個人の方からの直接の申し込みではなく、社会福祉協議会等の相談支援機関を通じてご連絡ください。

Q.シェルターを利用したいけど、シェルターはどこにあるの？  
A.シェルターの所在については、その性質上公開しておりません。利用中及び利用後も場所については秘密をお願いします。

Q.シェルターの利用料金の支払い時期は？  
A.生活保護の方は、そのお金が支給された時です。自費の方は、収入の都度等相談です。

Q.シェルターの利用期間はどれくらい？  
A.当初の利用期間は1か月間までとさせていただきます。生活保護の決定状況や転居先確保等の状況を見極めながら、個別に決定します。

Q.シェルター利用中の利用制限は？  
A.所持金制限や携帯電話制限、外出制限は基本的にありません。お酒やたばこは制限があります。医療が必要な方には医療機関へ通院することを条件とすることもあります。

Q.男性や未成年者でも利用できますか？  
A.女性用・男性用のシェルターがあります。未成年者の受け入れも行っていきます。

Q.シェルター利用時に持っていくものは？  
A.預金通帳、キャッシュカード、身分証明書、障害者手帳、お薬及びお薬手帳、印章、身の回りの生活用品、着替え等です。緊急時は持ち出せない可能性もありますが、可能な限り持ってきてください。シェルターには布団や家電は用意しています。







編集・発行 特定非営利活動法人おかやまUFE  
住所 〒700-0921 岡山市北区東古松4-4-22 サクラソウ501  
電話番号 086-231-0841  
FAX番号 086-231-0842  
E-Mail sumasapo@utenti.click  
ホームページ <https://utenti.click/>



Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION